

令和8年度社会福祉法人・社会福祉施設等指導監査

基本方針及び重点着眼事項

I 基本方針

- 1 社会福祉法人及び社会福祉施設並びに福祉サービス事業提供者（以下「法人・施設という。」）への指導監査は、厚生労働省より示されている「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年4月27日雇児発0427第7号他）、「郡山市社会福祉法人・社会福祉連携推進法人・社会福祉施設等指導監査実施要綱」（平成22年2月1日施行）等に基づき、法人・施設等の運営全般について指導監査を実施する。
- 2 指導監査の実施にあたっては、法人・施設等が市民の様々なニーズに応え、質の高い福祉サービスを提供する拠点として積極的な役割を果たすとともに、利用者・入所者に対する適切な処遇、適正な運営の確保が図られるよう、指導・助言を行う。

II 重点着眼事項

昨年度の指導監査結果等を考慮し、特に確認・指導すべき事項は次のとおりとする。

1 社会福祉法人

(1)組織運営

①定款について

- ・定款の必要的記載事項が事実と反するものとなっていないか。
- ・定款の変更が評議員会の特別決議を経て行われているか。また、定款の変更が市の認可を受けて行われているか（市の認可が不要とされる事項の変更については、所轄庁への届出が行われているか。）。

②理事の選任について

- ・理事は評議員会の決議により選任又は解任されているか。また、理事の就任の意思表示があったことが就任承諾書等により確認できるか。
- ・理事候補者に対して欠格事由に該当しないことを宣誓書等により確認しているか。

- ・欠席が継続しており、名目的、慣例的に選任されていると考えられる理事がいないか。
- ・理事の要件区分（社会福祉事業の経営に関する識見を有する者、福祉に関する実情に通じている者、施設の管理者）を明確にした上で決議を経ているか。

③監事の選任について

- ・監事は評議員会の決議により選任又は解任されているか。評議員会に提出された監事の選任に関する議案は監事の過半数の同意を得ているか。また、監事の就任の意思表示があったことが就任承諾書等により確認できるか。
- ・監事候補者に対して欠格事由に該当しないことを宣誓書等により確認しているか。
- ・欠席が継続しており、名目的、慣例的に選任されていると考えられる監事がないか。
- ・監事の要件区分（社会福祉事業について識見を有する者、財務管理について識見を有する者）を明確にした上で決議を経ているか。

④評議員の選任について

- ・評議員は「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」のうちから、定款の定めるところにより選任されているか。また、評議員の就任の意思表示があったことが就任承諾書等により確認できるか。
- ・評議員候補者に対して欠格事由に該当しないことを宣誓書等により確認しているか。
- ・欠席が継続しており、名目的、慣例的に選任されていると考えられる評議員がいないか。

⑤理事会について

- ・各理事及び各監事に対して、期限までに招集の通知をしているか。
- ・招集通知の省略は、理事及び監事の全員の同意により行われているか。
- ・決議が必要な事項について、決議が行われているか。
- ・決議について特別の利害関係を有する理事が決議に加わっていないか。
- ・理事長が理事会において、3か月に1回以上（定款に定めがある場合には、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上）職務執行に関する報告をしているか。

⑥評議員会について

- ・評議員会の招集通知を期限までに評議員に発しているか。

- ・招集通知に記載しなければならない事項は理事会の決議によっているか。
- ・定時評議員会が毎会計年度終了後一定の時期に招集されているか。
- ・決議が必要な事項について、決議が行われているか。
- ・決議について特別の利害関係を有する評議員が決議に加わっていないか。

(2)事業・管理

- ・経理規程の内容は、実態と整合が図られているか。また、勘定科目等が適正に整備されているか。
- ・決算書類の整備等、社会福祉法人会計基準省令に従い、適正に会計処理が行われているか。
(注記、附属明細書、財産目録等)
- ・契約について、経理規程に基づき適正に処理されているか。
(入札実施状況、随意契約、契約書作成時の意思決定手続き等の確認)

2 社会福祉施設等

(1)運営管理

- ・適正な運営の確保のため、施設の運営についての重要事項に関する規程（運営規程等）に基づき運営されているか。
- ・運営規程等や重要事項説明書は実態と整合が図られているか。（定員、職員の員数、利用者負担金等）
- ・職員の配置が適正に行われているか。
- ・職員の勤務体制（辞令の発令、職員の労働時間の管理、勤務表の整備、ハラスメント対策等）について、関係法令や各基準に基づき十分に整備されているか。
- ・避難訓練の実施、非常災害対策計画の作成など、非常災害対策への取り組みが十分に行われているか。
- ・感染症や災害が発生した場合に備え、業務継続計画を策定し、必要なサービスの継続的な提供及び早期の業務再開を図るための体制が構築されているか。必要な研修及び訓練を実施し、記録しているか。また、定期的に計画の見直しをしているか。
- ・苦情、相談体制を整備し、苦情に対し適切に対応しているか。

(2) 経理

- ・ 契約の取扱い及び会計事務処理について、関係通知及び経理規程に基づき適正に処理しているか。
- ・ 内部けん制機能が確保されているか。会計責任者と出納職員は別々の者とし、任命を受けた者が明確にわかる書類を保存しているか。
- ・ 委託費の運用が適正に行われているか。（保育所）
- ・ 収納現金又は小口現金の取扱いは経理規程に基づき適切に行われているか。

(3) 処遇

- ・ 施設内の面積の基準は満たされているか。
- ・ 施設内の安全対策は十分に実施されているか。
- ・ 重要事項説明書について、必要事項を網羅し、現状や運営規程（管理規程）との整合がとれているか。
- ・ 虐待防止及び身体拘束の適正化について、指針の整備、委員会の開催、研修の実施等、必要な措置を講じ、記録を残しているか。
- ・ 感染症の予防及びまん延防止について、指針の整備、委員会の開催、研修の実施等、必要な措置を講じ、記録を残しているか。

3 新設法人・施設等

- ・ 法人審査基準、施設等に関する基準等関係法令が遵守されているか。